

京都市訓令甲第²³号
市会事務局
選挙管理委員会事務局
人事委員会事務局
監査事務局

京都市市会及び行政委員会の事務局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

京都市長 門川大作

第3条の見出しを「(共通専決事項)」に改め、同条中「専決事項」を「共通専決事項」に改める。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(特定専決事項)

第4条 市会事務局総務課長の特定専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 市会議員の議員報酬及び期末手当に係る支出決定、差押え並びに過誤払に係る収入決定に関する事。
- (2) 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成23年法律第56号）による改正前の地方公務員等共済組合法第167条による負担金の支出決定に関する事。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)